

2003年3月10日

欧州の弁護士報酬の負担制度の調査からみた日本の司法改革の課題

日弁連弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部

敗訴者負担制度導入の根拠としてしばしば、ヨーロッパで導入されていると言われる。そこで、その詳細、関連諸制度と、運用実態について、日弁連は、2002年9月、ドイツ、フランス、オランダの現地調査をおこなった。

1. 弁護士報酬も、負担制度も、それに関連する制度も、国によってさまざま。
日本は法律扶助が貧弱で、しかも償還制。証拠の偏在を補う制度も不十分で、被害者の証明責任の負担が重く、消費者団体などの団体訴権もない(資料1.2参照)
2. 各国で、「両面的敗訴者負担」には訴訟の利用を抑制する影響があることを確認した。
 - * 敗訴者負担の根拠に、威嚇・訴訟の抑制があげられた(ドイツ・弁護士事務所)
 - * 少数意見者に厳しい制度(ドイツ・マールブルグ裁判所)
 - * 消費者団体が消費者に代わって裁判を提起する団体訴権が認められたが、敗訴者負担のリスクで訴訟の数が抑制されている。(ドイツ・消費者団体)
 - * 権利保護保険に加入して敗訴者負担のリスクを回避している(ドイツ・司法省)
 - * 訴訟抑制に向けた方策として、法律扶助の一部自己負担・提訴手数料と敗訴者負担をあげる(オランダ・司法省)
 - * 法律扶助でも敗訴者負担としているのは、扶助事件の訴訟をおさえるため(オランダ・司法省)
 - * 中小企業では、敗訴者負担の説明をすると提訴を諦めることもある(オランダ・大手弁護士事務所)
 - * 医療過誤事件など高額被害では特に敗訴者負担が提訴抑制となるため、敗訴者負担部分を連帯保証する会社をつくって対応している(オランダ・弁護士)
 - * 環境訴訟で、両面的敗訴者負担の民事訴訟を避け、片面的敗訴者負担の行政訴訟を利用する傾向が見られる(オランダ・環境専門弁護士)
 - * 特に控訴審では、代訴士の費用(訴訟費用にあたる)を含む敗訴者負担のリスクが大きく、控訴を躊躇する(フランス・大手弁護士事務所)

* 行政訴訟では、3カ国とも「両面的敗訴者負担」をとっていない。「両面的敗訴者負担」は訴訟抑制効果をもち、国民の行政事件の提起を阻害するため。

3. 各国で、「片面的敗訴者負担制度」を導入していることを確認した。

行政訴訟では、オランダは条文上、ドイツ、フランスでは運用上で、「片面的敗訴者負担」とされていた。

* 「片面的敗訴者負担」とは

市民側が敗訴しても負担させず、市民が勝訴した場合は行政から回収する。

なお、アメリカでは、行政訴訟以外でも多数の公益的訴訟などで片面的負担を取り入れている。

その効果

市民による司法アクセス拡充する。

<例> オランダ環境訴訟では、「両面的敗訴者負担」の民事事件より、「片面的敗訴者負担制度」の行政訴訟を活用している。(オランダの年間の環境訴訟は、「両面的敗訴者負担」の民事事件300件に対して、「片面的敗訴者負担」の行政事件6000件、敗訴者負担のない刑事事件が6000件。)

フランスでは、法律で、裁判所が弁護士報酬の負担を判断する際、「衡平と当事者の経済的事情」を考慮するとされていることから、行政訴訟や労働訴訟、消費者訴訟などでは、事実上「片面的敗訴者負担」と同様に機能している場合が多い。

また、フランスの弁護士の実感として、「フランスの負担制度はアメリカン・ルールだ」と述べる人もいた。

4. ドイツ、フランス、オランダ調査のまとめ

「両面的敗訴者負担制度」を一般的に導入することは、司法へのアクセスの拡充に反する。

「両面的敗訴者負担制度」は、資力の乏しい当事者や証拠へのアクセスが困難な当事者の裁判の利用を困難にする。

行政訴訟など、公益性の高い訴訟や、当事者の力の格差が大きい訴訟では、「片面的敗訴者負担制度」を取り入れて実質的公平性をはかっている。

国民の司法へのアクセスを高めるために、法律扶助を飛躍的に拡充している(一人当たりで日本の10倍にもなっている国もある)。

消費者事件に対応する法制度を拡充している。とりわけ、消費者被害の防止と救済に、消費者団体に団体訴権を付与。

国民に司法制度が定着し、司法を利用しやすくする諸制度の拡充によって、訴訟が市民にも広く活用されている。

5. むすび

日本には、まだ「裁判沙汰」との言葉が残る。現行の各自負担制度の下で、欧米に比べて圧倒的に訴訟が少ない。「法律扶助」拡充、「片面的敗訴者負担制度」の導入など、司法の利用を促進するための制度こそが、当面する課題。

【資料1】

	ドイツ	フランス	オランダ	日本（現行）
弁護士強制の有無	（通常地裁） 弁護士強制	（通常地裁） 弁護士強制	（通常地裁） 弁護士強制	（地裁） 本人訴訟も可
報酬規定	法定・単位制	自由契約	自由契約（時間給）	弁護士会基準
勝・敗訴と報酬額	勝敗に関係なし	勝敗に関係なし	敗訴では時間給を半額にする工夫	敗訴では着手金だけ
負担者と負担額	法定報酬額を原則敗訴者に負担させる。	裁判所の裁量。衡平と当事者の経済的事情を考慮。一部のみ負担	表にもとづき敗訴者負担ありうる。裁判官の裁量が大。一部のみ負担。	各当事者がそれぞれ負担
例外（運用含む）	行政、離婚、明渡労働事件など色々	もともと貧困者は敗訴しても負担なし	行政、離婚など。労働も裁量上例外	片面負担的な損害賠償、交通事故、医療過誤
行政事件では	訴訟多い 実質的片面的負担	訴訟多い 実質的片面的負担	訴訟多い 明文上片面的負担	訴訟少ない 各自負担
扶助対象	全世帯の4-5割	全世帯の約5割	全世帯の4-5割	全世帯の約2割
扶助額	約363億円	推定 約182億円	約35億円	30億円
給付・貸与	給付	給付	少額返還	全額返還
権利保険	全世帯の5割	殆どなし	近時拡大中(15%)	殆どなし
証拠へのアクセス	情報請求権を環境法などに	鑑定制度などで充実	環境、労働事件等政府調査がある	証拠の偏在 証明責任の負担
団体訴権	あり	あり	あり	なし

【資料2】

